

おりおの地活協 規約

H28.4

第1章（総 則）

第1条（名称及び事務所）

本会は、おりおの地活協（以下「本会」という。）と称し、事務所を遠里小野7-5-3 遠里小野老人憩いの家内に置く。

第2条（活動区域）

本会の活動の対象とする区域は、住吉区遠里小野1丁目、遠里小野4丁目から7丁目の遠里小野小学校区内全域とする。

第3条（目 的）

本会は、遠里小野連合振興町会が中心となり、遠里小野社会福祉協議会の組織と機能を母体として、地域の全住民が心豊かで潤いのある生活ができる、安全で安心な住みよい町づくりを、住民共同参画の方向で推進することを目的とする。

会計業務を一元化し、補助金の受け皿の統合を図るため、速やかに関係機関と調整し、明確、融通性のある会計体制を構築する。

第4条（構 成）

本会は、地域のまちづくりのために活動を行う個人若しくは団体をもって構成する。

第5条（活 動）

1 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 予算、決算、広報等の活動に関する事。
- (2) 地域のコミュニティの活性化に関する事。
- (3) 地域の防災、防犯等安全に関する事。
- (4) 地域福祉の増進に関する事。
- (5) 住民の健康づくりに関する事。
- (6) 基本的人権を尊重した、子どもの健全育成、子育て支援に関する事。
- (7) 生涯学習に関する事。
- (8) 住みよい町づくり、活動方針等のビジョンに関する事。
- (9) 地域と学校との連携に関する事。
- (10) 地域と福祉施設との連携に関する事。
- (11) 地域と各種団体との連絡調整に関する事。
- (12) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

2 なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動。
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

第2章 役員

第6条（役員及び監事）

本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 5名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

第7条（役員等の選任）

- 1 役員等は、運営委員会において選任する。
- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第8条（役員等の職務）

- (1) 会長は、本会を代表し、会の業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整に当たる。
- (4) 会計は、本会の資産及び会計の事務を処理する。
- (5) 監事は、役員の仕事執行及び本会の財産の状況を監査する。

第9条（役員等の任期）

- 1 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

第10条（運営委員会の組織）

運営委員会は、個人若しくは団体から概ね30名程度（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

第11条（運営委員会の議決事項）

- 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
 - (2) 役員等の選任に関する事項
 - (3) 規約に関する事項
 - (4) その他、会務上必要な事項

第12条（運営委員会の開催）

- 1 運営委員会は、会長が招集する。
- 2 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた時。
 - (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

第13条（運営委員会の議長）

運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第14条（運営委員会の定足数）

運営委員会は、運営委員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第15条（運営委員会の議決）

運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第16条（運営委員会の書面表決等）

- 1 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、または他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第17条（運営委員会の議事録）

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員会の現在数及び出席者数
(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

第18条（会議録の作成及びその公開）

活動区域の住民(以下、「地域住民」という。)、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部 会

第19条（部会の設置）

会長は運営委員会の議決により、専門的な事項について部会を設置することができる。

第20条（部会の組織）

- 1 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。
 - (1)福祉部
ア 福祉に関する事業
 - (2)防犯・防災部
ア 防犯・防災に関する事業

(3)まちづくり部

ア まちづくりに関する事業

(4)芝生部

ア 校庭芝生化に関する事業（本事業に対し区より交付される補助金は、地活協の他の活動費へは一切流用しない。但し、この（）書きは平成29年3月限りとする）

(5)女性部

ア 健康・環境に関する事業

イ その他、必要に応じ他の部会活動を支援する活動。

2 各部会には、部会長 1名、副部会長 若干名、部会会計 1名を置く。

3 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・経費・会計

第21条（事業計画及び予算）

1 本会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、運営委員会に報告しなければならない。

第22条（経費）

本会の経費は、補助金、助成金、事業収入、寄付金、会費、その他の収入をもって充てる。

第23条（事業報告及び決算）

1 本会の事業報告及び決算は会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第24条（会計帳簿の整備及び決算公開）

1 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない

第25条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

第26条（規約の変更）

この規約は、運営委員会において委員二分の一以上の賛成による議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑則

第27条（委任）

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

（附則）この規約は、25年3月23日から施行し、会計については平成25年4月1日から適用する。

（附則）この規約は、平成26年4月1日から施行する。

（附則）この規約は、平成27年3月1日から施行する。
平成27年度の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（附則）この規約は、平成28年4月1日から施行する。

構成団体

- ・ 連合振興町会
- ・ 女性会
- ・ 民生委員・児童委員協議会
- ・ 保護司会
- ・ 青少年指導員会
- ・ 青少年福祉委員会
- ・ 小学校PTA
- ・ 連合子ども会
- ・ 老人会
- ・ 更生保護女性会
- ・ ボランティア連絡会
- ・ 校区教育協議会—はぐくみネット—
- ・ 生涯学習ルーム事業運営委員会
- ・ 小学校体育施設開放事業運営委員会
- ・ ネットワーク委員会
- ・ 小学校
- ・ 商店会
- ・ 運営委員会において入会を承認した個人もしくは団体